

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社Sapeet

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2024年9月24日

【四半期会計期間】 第9期第2四半期(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

【会社名】 株式会社Sapeet

【英訳名】 Sapeet Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 築山 英治

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目13番18号 いちご三田ビル8階

【電話番号】 03-6822-3263 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 佐藤 琢治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目13番18号 いちご三田ビル8階

【電話番号】 03-6822-3263 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 佐藤 琢治

目 次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	5
第3【提出会社の状況】	6
1【株式等の状況】	6
2【役員の状況】	12
第4【経理の状況】	13
1【四半期財務諸表】	14
2【その他】	20
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	21
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第 9 期 第 2 四半期 累計期間	第 8 期
会計期間		自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31日	自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日
売上高	(千円)	285,737	421,163
経常損失 (△)	(千円)	△14,791	△147,761
四半期 (当期) 純損失 (△)	(千円)	△14,881	△147,415
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	8,000	8,000
発行済株式総数	(株)	11,111	11,111
純資産額	(千円)	△267,783	△252,901
総資産額	(千円)	257,007	265,438
1 株当たり四半期 (当期) 純損失 (△)	(円)	△13.39	△132.67
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期 (当期) 純利益	(円)	—	—
1 株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△127,694	△21,306
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△47,303
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	188,523	△1,560
現金及び現金同等物の四半期末残高	(千円)	238,860	86,182

回次		第 9 期 第 2 四半期会計期間
会計期間		自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 3 月31日
1 株当たり四半期純損失 (△)	(円)	△3.28

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は、第 8 期第 2 四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第 8 期第 2 四半期会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 第 9 期第 2 四半期累計期間における経常損失及び四半期純損失については、事業拡大のため先行的に人員投資及び研究開発投資を行った結果、損失を計上しております。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

5. 第9期第2四半期累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
7. 自己資本比率については、自己資本がマイナスであるため記載しておりません。
8. 当社は、2024年5月31日開催の取締役会決議により、2024年6月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類へ移行され経済活動の正常化が進み、また各種政策の効果もあり、国内経済は緩やかに回復しております。一方で、世界的な金融引き締めに伴う影響や物価上昇などもあり国内外における経済的な見通しは不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く環境としましては、プロダクトサービスのメインプロダクトである「シセイカルテ」のメインターゲットとなる柔道整復市場においては、患者数がコロナ渦以前の水準に戻ってはいるものの、周辺業種との競争環境が激化（出典：株式会社矢野経済研究所「2022年版 接骨院・鍼灸院・マッサージ院市場の展望と戦略」）しております。また、ソリューションサービスについては、企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）投資の拡大がサービスの追い風になることを期待しており、DX市場の規模は2022年度に2兆7,277億円の見込みに対して、2030年度には6兆5,195億円への拡大が見込まれております（出典：株式会社富士キメラ総研「2023 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望 市場編、ベンチャー戦略編」）。

当社は「ひとを科学し、寄り添いをつくる」のミッションの下、プロダクトサービスにおいては上記のような市場環境のなか、他社との差別化ツールや市場拡大が著しいDXツールとして「シセイカルテ」「マルチカルテ」を中心としたカルティプロダクトの拡販を進めております。また、AIソリューションサービスにおいては既存取引先との継続的な取り組みや、生成AI技術を用いた案件獲得にも注力しております。全社的には、引続き今後の成長に向けた先行投資として、プロダクトの開発、認知度向上のためのマーケティング、及び人材獲得等に注力いたしました。

これらの結果、当第2四半期累計期間における当社の経営成績は以下のとおりとなりました。

売上高については、プロダクトサービスにおけるメインプロダクトである「シセイカルテ」「マルチカルテ」のアカウント数の増加や、AIソリューションサービスにおける既存プロジェクト・新規プロジェクト獲得等により285,737千円となりました。プロダクトサービスにおいては「シセイカルテ」だけでなく「マルチカルテ」も合わせて積極的な拡販を行っており、両プロダクトの導入が期待できるフィットネス・パーソナルトレーニングといった業界に向けた積極的な営業活動、AIソリューションサービスにおいては生成AI技術を用いた案件提案を積極的に行いました。

売上総利益については、売上高の増加及び当第2四半期よりソフトウェア資産を計上したこと等により172,937千円となりました。

販売費及び一般管理費については、2023年10月に実施した本社移転、事業拡大のための先行投資として研究開発や人材・マーケティングへの投資を行ったことにより、185,408千円となりました。

営業利益以下の各段階利益について、主に先行投資の結果、営業損失は12,471千円、経常損失は14,791千円、四半期純損失は14,881千円となりました。

なお、当社はExpert AI事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期会計期間末における資産合計は257,007千円となり、前事業年度末に比べ8,430千円減少いたしました。これは主に、本社移転や事業資金により現金及び預金が70,169千円減少したこと、売上の増加により売掛金が19,266千円、ソフトウェアの資産計上により無形固定資産が39,031千円それぞれ増加したことによるものであります。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計は524,790千円となり、前事業年度末に比べ6,450千円増加いたしました。これは主に費用の増加により買掛金が3,542千円、未払金その他の債務が7,713千円増加し、契約負債が3,245千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産は△267,783千円となり、前事業年度末に比べ14,881千円減少いたしました。これは、四半期純損失14,881千円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末と比較して70,169千円減少し、86,182千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、△21,306千円となりました。これは主に、先行投資による四半期純損失の計上及び事業拡大に伴う売上債権の増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、△47,303千円となりました。これは主に、プロダクト開発のための支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、△1,560千円となりました。これは、金融機関からの長期借入金の返済によるものであります。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第2四半期累計期間において、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について、重要な変更はありません。

(5) 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第2四半期累計期間において、当社の経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第2四半期累計期間において当社が支出した研究開発費の総額は、8,788千円であります。
当社はExpert AI事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第2四半期累計期間において、当社の資本の財源及び資金の流動性についての分析について、重要な変更はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当第2四半期累計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因について、重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
計	100,000

- (注) 1. 2024年4月24日の臨時株主総会の決議により、新たな種類の株式としてA種優先株式を追加するとともに普通株式の発行可能種類株式総数を減少する定款の一部変更を行いました。変更の結果、発行可能種類株式総数は、普通株式95,000株となり、A種優先株式5,000株となっております。なお、発行可能株式総数は100,000株となっております。
2. 2024年6月10日開催の臨時株主総会決議により、2024年6月10日付けで定款変更を行い、発行可能株式総数は45,000株減少し、55,000株となっております。また、2024年5月31日開催の臨時取締役会において2024年6月10日開催の臨時株主総会決議により上記定款変更が行われることを前提とした決議により、2024年6月20日付で株式分割を行い、発行可能株式総数は5,445,000株増加し、5,500,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年9月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,111	1,388,700	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
A種優先株式	—	—	非上場	(注) 2
計	11,111	13,887	—	—

- (注) 1. 2024年4月30日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数は2,776株増加し13,887株となっております。
2. A種優先株式は普通株式となっております。

残余財産の分配（定款第43条）

- 残余財産を分配するときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき金162,000円（以下「A種優先分配額」という。）を分配する。
- 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、当該残余財産を普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して分配する。この場合、当社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、前号の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に次条（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。
- A種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。
 - A種優先株式の分割、併合又は株式無償割当てが行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合等の比率」とは、株式分割、は株式併合又は株式無償割当て後のA種優先株式の発行済株式総数を株式分割、株式併合又は株式無償割当て前のA種優先株式の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。調整後分配額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併

合又は株式無償割当ての場合はその効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・合併等の比率}}$$

② A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

③ 上記①及び②における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

普通株式と引換えにする取得請求権（定款第44条関係）

A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「A種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

① A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるA種取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1円未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{A種優先株式の基準価額}}{\text{A種取得価額}}$$

② 上記①のA種優先株式の基準価額及びA種取得価額は、いずれも当初162,000円とする。

取得価額等の調整（定款第45条関係）

前条（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるA種優先株式の基準価額及びA種取得価額は、以下の定めにより調整される。

① 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記(A)、(b)又は(c)に掲げる事由により株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、前項（普通株式と引換えにする取得請求権）のA種取得価額（以下「A種取得価額」という。）を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後のA種取得価額の適用時期は、下記(A)、(b)又は(c)のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(A) 調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、(1)株式無償割当てを行う場合、又は(2)潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

(b) 調整前のA種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合。本(b)にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額（法令上確定しない場合は当社が合理的に定める金額

とする。)を意味するものとし、以下同様とする。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降これを適用する。

(c) 調整前のA種取得価額を下回る価値(当会社の決定により合理的に定められる額とする。)をもって(1)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併において、消滅会社の株主に割り当てられる当会社の株式、(2)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換において、完全子会社の株主に割り当てられる当会社の株式、(3)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割において、分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当会社の株式、又は(4)当社が株式交付親会社となる株式交付において、株式交付子会社の株主に割り当てられる当会社の株式(以下「割当株式」といい、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、調整前のA種取得価額を下回る価値か否かを判断する際には、普通株式1株あたりに換算した額で判断する。)が交付される場合。調整後のA種取得価額は、当該合併、株式交換、会社分割、又は株式交付の効力発生日以降これを適用する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{記} & & \\ & & \text{既発行} & \text{当該調整前} & \text{新発行} & \text{1株当たり} \\ \text{調整後A種取得価額} & = & \text{株式数} \times & \text{A種取得価額} + & \text{株式数} \times & \text{払込金額} \\ & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行株式数} \end{array}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のA種取得価額を適用する日の前日における、(i)当社の発行済普通株式数(自己株式を除く。)と、(ii)発行済の潜在株式等の全て(当社が保有する潜在株式等を除く。)につき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする(但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数又は普通株式以外の種類株式の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)

当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記(b)に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

当社が割当株式を交付することにより調整が行われる場合で、当該割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、交付される割当株式の目的たる普通株式の数を意味するものとする。

② 株式の分割、併合又は株式無償割当てによる調整

A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は株式無償割当てを行う場合は、A種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のA種取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当ての場合はその効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後A種取得価額} = \text{当該調整前A種取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

③ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、取締役会の決議に基づき、A種優先株主及びA種登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその事由、調整後のA種取得価額及びA種優先株式の基準価額、適用の日その他の必要な事項を通知した上、合理的な範囲においてA種取得価額及びA種優先株式の基準価額の双方又はいずれかの調整を行うものとする。

(A) 合併、会社分割、株式移転、株式交換又は株式交付のためにA種取得価額の調整を必要とする場合。

(b) 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(c) 潜在株式等にかかる上記①(b)に定める潜在株式等取得価額が修正され、調整前の取得価額を下回る潜

在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得ることとなった場合。

(d) 上記のほか、普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってA種取得価額の調整が必要な場合。

④ 取得価額の調整を行わない場合

上記①から③までの定めにかかわらず、以下に掲げる事由の場合には、A種取得価額の調整は行わない。

(A) 新株予約権の行使により発行される株式数の累計が当該新株予約権の発行直後の時点における発行済株式総数（当該時点における発行済普通株式数と、潜在株式等の全てにつき当該時点において取得原因が発生したとみなしたときに発行される普通株式の数との合計数をいう。）の10%に相当する数を超えない普通株式を目的とするストック・オプションとしての新株予約権を、当会社の取締役、監査役、従業員、アドバイザー又は取締役会が定めるこれらに準ずる者に対して、インセンティブ目的で発行する場合。

(b) 当会社が関与する合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付その他の買収又は組織再編（但し、取締役会の全会一致で承認されたものに限る。）により株式又は株式に転換可能な証券が発行される場合。

(c) A種優先株式の発行済種類株式総数の過半数を有するA種優先株主が、調整を不要とすることについて書面で同意した場合。

普通株式と引換えにする取得（定款第46条関係）

当会社株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式上場」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、第44条（普通株式と引換えにする取得請求権）及び前条（取得価額等の調整）の定めを準用する。但し、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

株式の分割、併合及び株主割当て等（定款第47条関係）

1. 株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
2. 株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの含む。以下本項において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。
3. 株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合（募集新株予約権の割当てにおいては、新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。）で与える。なお、募集新株予約権の割当てにおいては、A種優先株主の当該権利・利益に鑑みて実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。
4. 株式移転を行うとき（他の株式会社と共同して株式移転を行う場合を除く。）は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、A種優先株主にはA種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。

議決権（定款第48条関係）

1. 普通株主は、株主総会及び普通株主を構成員とする種類株主総会において、普通株式1株につき1個の議決権を有する。
2. A種優先株主は、株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

- (2) 【新株予約権等の状況】
 - ① 【ストックオプション制度の内容】
該当事項はありません。
 - ② 【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年1月1日～ 2024年3月31日	—	11,111	—	8,000	—	7,498

(注) 2024年4月24日開催の株主総会において第三者割当による新株式発行を決議し、発行済株式総数が2,776株、資本金及び資本準備金がそれぞれ224,856千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社PKSHA Technology	東京都文京区本郷二丁目35番10号 本郷瀬川ビル4階	7,423	66.81
築山英治	東京都港区	3,190	28.71
村上大昌	東京都文京区	333	3.00
吉山恭平	東京都北区	111	1.00
尾形友里恵	東京都北区	48	0.43
畔柳涼汰	東京都新宿区	6	0.05
計	—	11,111	100.0

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	11,111	11,111	完全議決権株式であり、権利内容に 何ら限定のない当社における標準と なる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	11,111	—	—
総株主の議決権	—	11,111	—

(注) 2024年6月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数及び議決権の数については当該株式分割前の数値を記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間(2024年1月1日から2024年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(2023年10月1日から2024年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、企業内開示ガイドライン24の4の7-6の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当第2四半期会計期間 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	156,352	86,182
売掛金	74,884	94,150
その他	15,905	15,426
貸倒引当金	△13,457	△15,620
流動資産合計	233,684	180,139
固定資産		
有形固定資産	6,650	13,142
無形固定資産		
ソフトウェア仮勘定	-	16,393
ソフトウェア	-	22,638
無形固定資産合計	-	39,031
投資その他の資産		
敷金	25,103	24,693
投資その他の資産合計	25,103	24,693
固定資産合計	31,753	76,867
資産合計	265,438	257,007
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,336	15,879
関係会社短期借入金	450,000	450,000
一年内返済長期借入金	2,340	780
契約負債	10,974	7,728
未払金	21,992	26,316
その他	20,697	23,996
流動負債合計	518,340	524,790
負債合計	518,340	524,790
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,000	8,000
資本剰余金	7,498	7,498
利益剰余金	△268,483	△283,365
株主資本合計	△252,985	△267,866
新株予約権	83	83
純資産合計	△252,901	△267,783
負債純資産合計	265,438	257,007

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自2023年10月1日 至2024年3月31日)
売上高	285,737
売上原価	112,800
売上総利益	172,937
販売費及び一般管理費	※ 185,408
営業損失(△)	△12,471
営業外収益	
受取利息	0
雑収入	228
営業外収益合計	228
営業外費用	
支払利息	2,268
為替差損	94
雑損失	184
営業外費用合計	2,548
経常損失(△)	△14,791
税引前四半期純損失(△)	△14,791
法人税、住民税及び事業税	90
四半期純損失(△)	△14,881

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失(△)	△14,791
減価償却費	1,779
減損損失	410
貸倒引当金の増減額(△は減少)	2,162
受取利息及び受取配当金	△0
支払利息	2,268
売上債権の増減額(△は増加)	△19,266
前払費用の増減額(△は増加)	△5,048
前渡金の増減額(△は増加)	3,060
その他の債権の増減額(△は増加)	2,462
たな卸資産の増減額(△は増加)	3
仕入債務の増減額(△は減少)	3,542
未払金の増減額(△は減少)	4,314
前受金の増減額(△は減少)	△3,245
その他の債務の増減額(△は減少)	974
未払消費税等の増減額(△は減少)	2,505
小計	△18,868
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△2,258
法人税等の支払額	△180
営業活動によるキャッシュ・フロー	△21,306
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△6,931
無形固定資産の取得による支出	△40,371
投資活動によるキャッシュ・フロー	△47,303

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 2023年10月1日
至 2024年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入れによる収入	450,000
短期借入金の返済による支出	△450,000
長期借入金の返済による支出	△1,560
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,560
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△70,169
現金及び現金同等物の期首残高	156,352
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 86,182

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
給料手当	45,962千円
貸倒引当金繰入額	2,162 "

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金	86,182千円
現金及び現金同等物	86,182千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)

当社の事業セグメントは、Expert AI事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期累計期間(自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント
	Expert AI事業
プロダクトサービス	165,832
ソリューションサービス	119,905
顧客との契約から生じる収益	285,737
その他の収益	—
外部顧客への売上高	285,737

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自2023年10月1日 至2024年3月31日)
1株当たり四半期純損失	△13円39銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(千円)	△14,881
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	△14,881
普通株式の期中平均株式数(株)	1,111,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注)1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. 2024年5月31日開催の取締役会決議により、2024年6月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行)

2024年4月24日開催の株主総会の決議に基づき、下記の通り第三者割当による新株式発行を実施し、2024年4月30日に払込を受けております。

- (1) 発行する株式の種類及び数 : A種優先株式 2,776株
- (2) 発行価額 : 1株につき162千円
- (3) 発行価額の総額 : 449,712千円
- (4) 増加する資本金の額 : 224,856千円
- (5) 増加する資本準備金の額 : 224,856千円
- (6) 払込期日 : 2024年4月30日
- (7) 割当先 : ① 日本テレビホールディングス株式会社 2,160株
② 三菱UFJキャピタル9号投資事業有限責任組合 308株
③ 松島陽介 154株
④ 山元雄太 154株
- (8) 資金使途 : 当社プロダクト及びAIソリューションの開発、当社サービス拡販費用等

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

2024年5月31日開催の取締役会決議に基づき、株式の流動性の向上を図ることを目的として、次の株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

(1) 株式分割の割合及び時期

2024年6月19日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 13,887株

株式分割により増加する株式数 1,374,813株

株式分割後の発行済株式総数	1,388,700株
株式分割後の発行可能株式総数	5,500,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2024年6月20日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については（1株当たり情報）に記載しております。

(5) 発行可能株式総数の変更

2024年6月10日開催の臨時株主総会及び各種類株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し、発行可能株式総数を5,500,000株としております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年9月18日

株式会社 S a p e e t

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士

相馬 裕晃

指定社員
業務執行社員 公認会計士

金井 政直

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 S a p e e t の2023年10月1日から2024年9月30日までの第9期事業年度の第2四半期会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第2四半期累計期間（2023年10月1日から2024年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 S a p e e t の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

「注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおり、会社は、2024年4月24日開催の株主総会の決議において新株式の発行を決議し、2024年4月30日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上